

沿岸広域振興局長告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年1月13日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 路線名 釜石住田線
- 2 供用開始の区間 気仙郡住田町上有住字山脈地160番4地先から16番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年1月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 平成24年1月13日から同年2月13日まで